

西宮市長 石 井 登志郎 様  
西宮市議会議長 八 木 米太郎 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和6年度第3回の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務事務監査、工事等監査及び行政監査）を実施した部局等についての結果に関する報告及び意見を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、これを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和7年2月7日

西宮市監査委員 福 田 雅 至  
同 金 崎 健太郎  
同 板 戸 史 朗  
同 中 村 衣 里

# 目 次

## 定期監査結果報告（市民局）

第1 監査の対象	1
第2 監査の期間及び方法等	2
第3 監査の結果	2
〈財務事務監査〉	
1 収入事務	2
2 支出事務	2
3 契約事務	3
4 財産管理事務	3
5 服務事務	4
6 準公金事務等	4
〈工事等監査〉	
1 委託業務	6
2 指定管理業務	6
3 請負工事	6
第4 要改善事項	7
1 適正な収入事務	7
2 適正な支出事務	7
3 適正な契約事務	8
4 適正な財産管理事務	8
5 適正な服務事務	9
6 適正な準公金事務等	9
7 適正な委託業務	10
8 適正な請負工事	10
第5 監査委員の意見	11
1 西宮コミュニティ協会への支援	11
2 準公金及び関連団体の事務	11

## 定期監査結果報告（産業文化局）

第1 監査の対象	13
第2 監査の期間及び方法等	14
第3 監査の結果	14
〈財務事務監査〉	
1 収入事務	14

2	支出事務	14
3	財産管理事務	15
4	服務事務	16
〈工事等監査〉		
1	委託業務	16
2	指定管理業務	17
3	請負工事	18
第4	要改善事項	19
1	適正な調定事務	19
2	適正な備品管理	19
3	適正な委託業務	19
4	適正な請負工事	20
第5	監査委員の意見	21
1	適正な契約事務	21
2	施設の稼働率の向上	21
3	宮水学園のありかた	22

## 凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「－」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 定期監査結果報告

## ( 市 民 局 )

### 第1 監査の対象

市民局における、主として令和6年4月1日から同年8月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

監査の対象とした市民局の組織及び職員数の状況(令和6年4月1日現在)は以下のとおりである。

(単位：人)

組 織		一般職員	会計年度 任用職員 A
局長・室長・部長		4	
市民総括室	市民企画課	7	
	地域コミュニティ推進課	15(1)	4
	鳴尾支所	20	7
	瓦木支所	11	3
	甲東支所	11	3
	塩瀬支所	7	5
	山口支所	7	3
	アクタ西宮ステーション	16	8
市民部	市民課	44	15
	国民健康保険課	27	6
	国保収納課	21	6
	医療年金課	21	6
	高齢者医療保険課	16	5
人権推進部	人権平和推進課	5	1
	人権教育推進課	3	2
	若竹生活文化会館	6	2
	男女共同参画推進課	5	2
計		246(1)	78
職種別内訳(再掲)	事務職	243(1)	78
	医療職	3	
派遣職員(定数外)	兵庫県後期高齢者医療広域連合	3	
	吹田市	1	

注 一般職員は会計年度任用職員を除く。

( )は再任用短時間勤務職員で外数

## 第2 監査の期間及び方法等

令和6年10月22日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに令和7年1月7日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務事務監査、工事等監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

## 第3 監査の結果

### 〈財務事務監査〉

#### 1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

##### (1) 普通財産貸付料収入

ア 市は西宮市芦原協議会に2,415.54㎡の市有地を駐車場用地として有償貸付をしている。西宮市公有財産規則第31条第2号等に基づき算定された月額貸付料は668,549円であるが、各月の請求は668,500円で行われていた。所管課によれば、各月の請求額を100円単位とし、端数調整を年度末の3月分で行っているとのことであるが、貸付料を決定する際の決裁書類にはその旨の記載はなかった(人権平和推進課)。

イ 普通財産(土地)の貸付けを随意契約で行う場合の取扱いは「随意契約による普通財産(土地)の貸付けに関する取扱い基準」に定められているが、アの契約に際して、決裁書類には、特命随意契約とする理由など同基準の適用に係る判断についての記載はなかった(人権平和推進課)。

#### 2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

#### (1) おくやみコーナー運營業務委託

契約書に添付の特記仕様書に記載の月次報告が、定められた期日までに提出されていなかった(市民課)。

### 3 契約事務

契約事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

#### (1) 西宮市男女共同参画センター 女性のための相談委託業務

同委託業務は契約保証金を免除している。西宮市契約規則第21条第1項第8号に該当するとのことであるが、業務委託請負契約書にその旨の記載がされていなかった(男女共同参画推進課)。

### 4 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

#### (1) 公有財産の使用料等の減免

公有財産の使用料等の減免に関して、4年2月17日に「行政財産の目的外使用に係る使用料及び普通財産等の貸付料の減免等に関する取扱基準」(以下「庁内の取扱基準」という。)が制定された。

市民局における公有財産の使用許可や貸付けにおいて、減免等の取扱いが庁内の取扱基準に従って行われているかどうかを中心に確認したところ、以下の状況が見られた。

ア 行政財産目的外使用許可及び普通財産貸付における減免等において、減免率等の判定手順については決裁書類に記載しているが、減免率等を決定する際に、庁内の取扱基準に定める減免適用時の留意点等をどのように検証したのかなど、その検証内容や評価について、決裁では特に明らかにせず、該当する相手方や使用用途の区分の上限の減免率等を一律に適用していた(市民企画課、甲東支所、塩瀬支所、地域コミュニティ推進課)。

イ 行政財産目的外使用許可(更新)において、使用料の減免に併せて光熱水費の減免を行っている。その根拠規定は西宮市公有財産規則第25条ただし書(「市長が特に必要と認めたときはこの限りでない」)であると考えられるが、そのことが決裁書類に記載されていなかった(地域コミュニティ推進課)。

また、同ただし書の適用理由についても、決裁書類に記載されていなかった(甲東支所、塩瀬支所、地域コミュニティ推進課)。

ウ 行政財産目的外使用許可の更新にあたり、申請書類を審査すべき立場にある所管課が申請者のために申請書類を作成し、内容の確認や申請者名、日付等の記載を求めていた(市民企画課、甲東支所、塩瀬支所、地域コミュニティ推進課)。

## (2) 備品管理

備品管理システムに登録されたマシンの中に所在が確認できないものがあった。担当者の説明では、廃棄したもののシステム上の手続がもれていたとのことであるが、裏付けとなるものはなかった(若竹生活文化会館)。

## 5 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、会計年度任用職員Aの超過勤務命令簿兼処理票において超過勤務時間数の記入誤りが見られた(高齢者医療保険課)。

## 6 準公金事務等

地域団体と業務上の関わりが深く、準公金の取扱件数が多い市民局では、平成30年8月30日に「西宮市市民局準公金に係る取扱い方針」(以下「市民局方針」という。)を定めている。また、6年6月3日には、総務局長名の通知「市以外の団体の事務事業に従事する際の考え方について」(以下「総務局長通知」という。)が発出されたところである。

市民局における準公金に関する事務を抽出して、市民局方針及び総務局長通

知との関連も含めて調査したところ、以下の状況が見られた。

#### (1) 西宮コミュニティ協会

地域コミュニティ推進課の事務分掌には「西宮コミュニティ協会の支援その他コミュニティの推進に関すること」とあるが、事務分担で「協会事業の企画、運営、調整」や「協会の庶務、予算経理、出納事務等」、「各専門部会の企画、開催等」等と定めており、支出命令書や収入報告書の決裁手続からも、市が協会の事務局として業務の多くに関与している状況が見られた。

総務局長通知では、市が事務局を担う場合、規約等にその旨の規定を設けることとしている。協会の規約では、事務所を西宮市役所に置くことが規定されているが、市職員が事務を行う旨は明記されていなかった。また、規約のほかに財務規程や事務処理規程等を整備しているが、事務局の体制や業務内容、協会の役員や事務職員と市職員の事務分担について明らかにしているものはなかった(地域コミュニティ推進課)。

#### (2) 地区民生委員・児童委員協議会

塩瀬支所を除く各支所所管の地区民生委員・児童委員協議会に係る準公金については、以下の状況が見られた。なお、塩瀬地区においては、塩瀬支所の職員は同事務には従事していないとのことである。

甲東地区及び山口地区では、会則に事務所を支所に置く旨を規定しているが、市職員が事務を行う旨は明記されていなかった(甲東支所、山口支所)。

また、各支所の事務分担表には「協議会の事務」等と記載し、職員が公務として事務局の事務を担うことを明確にしているものの、いずれも市職員の事務処理範囲を明確に定めたものはなく、実質的に事務局の業務の多くを市の職員が担っている状況が見られた(鳴尾支所、瓦木支所、甲東支所、山口支所)。

#### (3) 西宮市保護司会

西宮市保護司会の会則では、事務所を西宮市役所に置くことを規定しているが、市職員が事務を行う旨は明記されていなかった。

また、西宮市保護司会会計事務処理マニュアルで会計事務の範囲を定めているが、市職員以外に事務を行う者はおらず、団体の事務の多くを市職員が処理している。こうした状況のなか、市からの補助金について、市職員が交付申請の事務に関わっており、同じ職員が交付決定の事務も行っている事案が見られた。また、補助金の審査を担当する係長は準公金管理者と団体の会計事務担当者を兼ねていた(人権平和推進課)。

#### (4) 原水爆禁止西宮市協議会

ア 総務局長通知において、市が事務局を担う場合、規約等にその旨の規定を設けるとしているが、同協議会の会則には、その旨の規定が設けられていなかった(人権平和推進課)。

イ 同協議会に対する市からの補助金について、交付申請と交付決定の起案を同じ職員が行っていた(人権平和推進課)。

#### 〈工事等監査〉

##### 1 委託業務

委託業務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

##### (1) 西宮市価格高騰重点支援給付金支給業務

見積書発行日が契約締結日より後の日付であったり、受託者からの納品書の日時が所属長の完了確認日より後であったり、日付が整合していなかった(市民企画課)。

##### 2 指定管理業務

指定管理業務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

##### 3 請負工事

請負工事について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

## (1) 設計積算

市役所前ビル805・806号室(マイナンバーカード交付特設会場)原状回復工事において、見積書から面積の数値を採用しているが、天井・床面積から柱面積を、壁面積から窓面積を控除していなかった(市民課)。

## (2) 契約事務

芦乃湯温水ボイラーガス遮断弁取替工事並びに芦乃湯温水ボイラー補修工事の契約書において、契約保証金の欄が空白で、免除(200万円未満)の記載がなかった(人権平和推進課)。

## 第4 要改善事項

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

### 1 適正な収入事務

#### (1) 普通財産貸付料収入の算定及び収入手続

ア 西宮市芦原協議会に有償貸付をしている市有地の月額貸付料は、西宮市公有財産規則第31条第2号等の規定に基づき算定されたものである。その請求において、各月の請求額を100円単位とし、年度末の3月分で端数調整するのであれば、貸付料の決定に合わせてそのことの決裁を得るようにされたい。

イ 普通財産(土地)の貸付けを特命随意契約で行う場合、特命随意契約とする理由など「随意契約による普通財産(土地)の貸付けに関する取扱い基準」の適用関係を決裁書類上で明らかにして意思決定を行われたい。

### 2 適正な支出事務

#### (1) 契約書の特記仕様書に定めた項目の遵守

月次報告の提出について、契約書の特記仕様書に記載の期日を遵守するよう徹底されたい。

### 3 適正な契約事務

西宮市男女共同参画センター女性のための相談委託業務の業務委託請負契約書において、契約保証金を免除する旨の記載がもれていたため、適正に記載されたい。

### 4 適正な財産管理事務

#### (1) 公有財産の使用料等の減免

ア 使用料や貸付料の減免にあたっては、庁内の取扱基準に則り、減免率等の上限区分を判定する手順と減免率等を決定する手順を明確に区分して決裁書に記載されたい。

減免率等の上限区分を判定する手順では、市の事務事業との関連性の程度により、減免率等の上限区分が異なるため、その説明はできるだけ具体的な記載とし、上限区分の違いが判別できるように留意されたい。

また、減免率等を決定する手順では、減免適用時の留意点等をどのように検証したかなど、その検証内容や評価についても決裁上明らかにしたうえで、減免率等を決定するように徹底されたい。

イ 行政財産目的外使用許可(更新)において、使用料の減免に併せて光熱水費の減免を行っているが、その根拠として、西宮市公有財産規則第25条ただし書(「市長が特に必要と認めたとき」)に基づき免除する旨を決裁書類に明記して意思決定をされたい。

また、併せて、同ただし書を一律に適用して光熱水費を減免するのではなく、庁内の取扱基準に定められている使用料や貸付料の減免適用時の留意点を参考に同ただし書についての考え方や取扱いを整理のうえ、意思決定時の決裁で適用の理由を明らかにされたい。

ウ 行政財産目的外使用許可の更新において、申請書類は本来申請者が作成すべきであるにもかかわらず、審査すべき立場にある所管課がこれを作成していることは内部統制上不適切であるから、直ちに見直されたい。

## (2) 備品管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品の管理及び廃棄手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。

## 5 適正な服務事務

超過勤務命令簿兼処理票で、超過勤務時間数の記載誤りが見られたので、ダブルチェックを行う等適正な事務処理に努められたい。

## 6 適正な準公金事務等

以下の事項については、団体と協議の上、改善されたい。

### (1) 地区民生委員・児童委員協議会

ア 塩瀬支所を除く各支所の事務分担表で市職員が団体の事務局業務を担うことを位置づけているものの、団体の会則や規約の規定において、事務所の場所的な説明に留まっているものは、総務局長通知の記載例を参考に、市職員が事務局の業務を担う旨を会則や規約に明記されたい。

イ 塩瀬支所を除く各支所において、市職員の事務処理範囲は明確に定められておらず、市が実質的に事務局の業務の多くを担っている状況が見られた。今後、総務局長通知や市民局方針の定めに基づき、市と団体との事務分担を明確にし、かつ、市職員の事務処理範囲を明確に定められたい。

### (2) 西宮市保護司会

ア 所管課の事務分担表では市職員が団体の事務局業務を担うことを位置づけているが、団体の会則では事務所の場所的な説明の規定に留まっていた。総務局長通知の記載例を参考に、市職員が事務局の業務を担う旨を会則に明記されたい。

イ 西宮市保護司会会計マニュアルで会計事務の範囲を定めているものの、市は事務局の業務の多くを担っている状況が見られた。総務局長通知や市民局方針の定めに基づき、市と団体との事務分担を明確にし、かつ、市職員

の事務処理範囲を明確に定められたい。

ウ 補助金の交付と申請の事務を同一の職員が行い、審査を担当する係長が準公金管理者と団体の会計事務担当者を兼ねている状況について、補助金の支出や実績報告書等の適正な審査、市の支出の効果検証や事務事業の評価、外部から見た事務の信頼性の観点から、改善を検討されたい。

### (3) 原水爆禁止西宮市協議会

ア 総務局長通知で示されているように、同協議会の会則に、市が事務局を担う旨の規定を明記されたい。

イ 人権平和推進課の一部の職員は、原水爆禁止西宮市協議会の事務局を兼務しており、団体の補助金交付申請の決裁と、補助金交付決定に関する決裁を同一職員が起案していた。交付申請書の審査を適切に行い、補助効果を十分に検証するための執行体制に改められたい。

## 7 適正な委託業務

見積発行日と契約締結日や納品日と所属長の完了確認日等で日付が整合していない事例が見られたので、事務の手順を認識し、適正な事務処理に努められたい。

## 8 適正な請負工事

### (1) 設計積算

設計に見積りの数値を採用する場合は、図面との照合を十分に行い、齟齬が生じないように注意されたい。

### (2) 契約事務

契約保証金免除(200万円未満)に該当する所管課契約において、財務会計システムで契約書を作成する際は、入力時に「契約保証金免除(200万円未満)」を選択し、当該表示が契約書に反映されるようにされたい。

## 第5 監査委員の意見

### 1 西宮コミュニティ協会への支援

西宮コミュニティ協会に対しては、地域情報誌の発行に係る補助金の交付、行政財産の目的外使用許可、使用料及び光熱水費の全額減免のほか、協会の議案書の庁内印刷を行うなど、多様な形で運営支援をしているが、説明責任を果たす意味からも、補助金を含めた一連の経費負担や減免の根拠、範囲について整理を行い、その妥当性を明らかにされたい。

市の協会業務への関与については、所管課は支援の一環としているが、事務分掌及び事務分担の内容や、支出命令書の決裁の手續等から判断すると、実質的には協会の事務局を担っているとみられる。

この場合、協会の規約の「事務所を西宮市役所に置く」の記載では不十分であり、総務局通知や市民局方針で定めるように規定を整理されたい。

また、支援の一環とするのであれば、これに適合するよう、事務のあり方を見直されたい。

### 2 準公金及び関連団体の事務

昨年度の定期監査結果報告において、準公金に関連して市職員が任意団体の会計事務を含めた事務に従事していることについては、地方自治法の公金以外の現金等の保管規定や地方公務員法の職務専念義務との関係が整理されていない状況である旨の意見を述べたところである。

これらの団体は、官民連携を担う主体として従来から市が関与してきたものであり、今後も市が一定の役割を果たしていくことを団体も期待していると考えられる。

一方で、市職員が団体の事務に従事することは、人的コストを市が負担しているということであり、公務に対する信頼や説明責任の点からも、その内容や範囲を明確にすべきである。

今回の定期監査では、団体の事務局の業務を行っているのが市職員だけであ

るなど、市職員が実質的に事務局業務の多くに関与している状況が目立った。

今後、市民局方針や総務局長通知の趣旨に基づき、団体と市との業務分担を整理し、本市職員が公務として従事する内容や範囲をさらに具体化する必要があると考える。